

## ●香川県告示第361号

平成19年香川県告示第176号（都市計画事業の事業計画の変更の認可）の一部を次のように訂正する。

平成20年8月19日

香川県知事 真鍋武紀

次の表の訂正前の欄に掲げる規定を同表の訂正後の欄に掲げる規定に下線で示すように訂正する。

訂正後	訂正前
<p>4 事業地</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 使用の部分</p> <p>昭和50年香川県告示第283号、昭和51年香川県告示第38号、昭和56年香川県告示第24号、昭和59年香川県告示第898号、昭和62年香川県告示第351号、平成元年香川県告示第181号、平成元年香川県告示第1058号、平成4年香川県告示第137号、平成5年香川県告示第854号、平成8年香川県告示第796号、平成13年香川県告示第196号、平成14年香川県告示第45号、平成14年香川県告示第702号、平成15年香川県告示第539号、平成16年香川県告示第472号の事業地のうち、高松市瀬戸内町、浜ノ町、西宝町1丁目、茜町、西町、郷東町字新開及び香西本町の各一部の区域を削除し、<u>香川県高松市国分寺町国分字旦ヶ原、下所、西山、原、上所、新開、子鳥、中原、里及び野間、国分寺町新居字川西、奥谷、上中筋、大谷（山）、下中筋、大谷及び野末、国分寺町新名字松原池及び南原、国分寺町福家字下福家、楠井及び中福家、香川町大野字下川原、中坪、北龜井、下中津、前川原、亀井、雪元、小箱、舟岡、北口、三軒屋、王子、墓堂、本村、東原、下所、柚ノ木及び山下、香川町寺井字南原及び池尻、香川町浅野字西舟岡、池尻、諸、東舟岡、平池、下川原、石樋、向原、上川原、五端子、下久保、上久保、大塚、上浅野、宮裏、下万塚、上万塚、下荒、坂下、安西荒、籠池、高須、西荒、伽羅土、西立石、東立石、油山、横岡及び南横岡、香川町川東下字山脇、西立満、東立満、高須、梅ヶ井、鴨島、利兼、中村、東新開及び清谷、香川町川東上字漆原、嫁坂、須賀、広田、平松、油山、大春且、末角、井手縁、馬背、林ヶ内、山ノ上及び下芦脇</u></p>	<p>4 事業地</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 使用の部分</p> <p>昭和50年香川県告示第283号、昭和51年香川県告示第38号、昭和56年香川県告示第24号、昭和59年香川県告示第898号、昭和62年香川県告示第351号、平成元年香川県告示第181号、平成元年香川県告示第1058号、平成4年香川県告示第137号、平成5年香川県告示第854号、平成8年香川県告示第796号、平成13年香川県告示第196号、平成14年香川県告示第45号、平成14年香川県告示第702号、平成15年香川県告示第539号、平成16年香川県告示第472号の事業地のうち、高松市瀬戸内町、浜ノ町、西宝町1丁目、茜町、西町、郷東町字新開及び香西本町の各一部の区域を削除し、<u>香川県高松市国分寺町国分字旦々原、西山、原、上所、新開、子鳥、沖原、里、中下所、端岡及び野間、国分寺町新居字川西、上中筋、太谷（山）、西谷、下中筋、坂川、本村、太谷、橋岡、下向田、上向田及び野末、国分寺町新名字下沖、上沖、下新名、下所、北川向、南川向、上所、下所、中新名、中所、松原池、南新居及び南原、柏原字石仏及び一里山、国分寺町福家字福家、楠井及び中福字、香川町大野字下川原、字中坪、字北龜井、字下中津、字前川原、字亀井、字雪元、字小箱、字舟岡、字北口、字三軒屋、字王子、字墓堂、字本村、字東原、字下所、字柚ノ木及び字山下、香川町寺井字南原及び字池尻、香川町浅野字西舟岡、字東舟岡、字平池、字下浅野、字大下、字下川原、字石樋、字向原、字上川原、字後端子、字下久保、字上久保、字大塚、字上浅野、字宮裏、字下万塚、字上万塚、字下荒、字坂下、字安西荒、字籠池、字高須、字西荒、字伽羅土、</u></p>

並びに香川町川内原字西原及び来善の各一部の区域を加え、国分寺町国分字中下所、東山及び端岡、国分寺町新居字西谷、坂川、本村、橋岡、下向田及び上向田、国分寺町新名字下沖、上沖、下新名、下所、北川向、南川向、上所、姫池、中新名、中所及び南新居、国分寺町柏原字石仏及び一里山並びに香川町浅野字下浅野及び大下を加える。

字西立石、字東立石、字油山、字横岡及び字南横岡、香川町字山脇、字西立満、字東立満、字高須、字梅ヶ井、字鴨島、字利兼、字中村、字東新開及び字清谷、香川町川東上字漆原、字須賀、字広田、字平松、字油山、字大春日、字末角、字井手縁、字馬背、字林ヶ内、字山ノ上及び字下芦脇並びに香川町字河内原字西原、字来善を加える。